

千葉県行政文書管理規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の経緯及び趣旨

千葉県行政文書管理規則は、千葉県情報公開条例（以下「公開条例」という。）第29条第2項の規定により、知事の保有する行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関し、必要な事項を定めている。

今回の改正は、公開条例の改正及び千葉県個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）が廃止され個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）が地方公共団体に適用されることに伴い、行政文書の定義及び文書の保存期間の延長について所要の規定の整理を行った。

2 改正内容

（1）公開条例の改正に伴う対応

公開条例の改正に伴い、第2条第4号ロで引用する「千葉県情報公開条例第2条第2項第2号の施設及び同項第3号の電磁的記録を定める規則」の名称を改正後の名称に変更するとともに、第2条第4号ハの規定を削った。

（2）保護法の適用に伴う対応

保護条例が廃止され保護法が地方公共団体に適用されることに伴い、第12条第4項第2号で引用する法令及び条項の整理を行った。

3 施行日

令和5年4月1日